

# 一般社団法人医療人材国際交流協会 会員規程

## 第1章 総則

(規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人医療人材国際交流協会(以下、「協会」という)の定款下部規則として、協会の会員に関する必要事項を定める。

2. 会員、社員、役員ほか協会に関わる者は、本規程を遵守する義務を負う。
3. 本規程は、理事の過半数の決議により改定することができる。但し、役員の特権或いは身分、利害等に関わる条文の改定(新設、廃止を含む;以下同様)は、社員総会の決議によらなければならない。

## 第2章 会員

(会員の種類)

第2条 この法人に次の会員を置く。

会員はそれぞれ権利と義務を有する。

### 1. A会員

#### ① 病院会員

外国人看護人材(以下、「看護学生」という)及び外国人介護人材(以下、「介護学生」という)を採用し、育成・活用する個人又は法人。

なお、法人の場合、病院会員となるのは法人単位でも傘下の病院・施設単位でも可能とするが、採用を一元的に実施していること。

#### ② 学校会員

学生を募集し、留学を受け入れ、育成する法人。

### 2. B会員

介護学生を採用し、育成・活用する個人又は法人。

なお、法人の場合、B会員となるのは法人単位でも傘下の施設単位でも可能とするが、採用を一元的に実施していること。

### 3. 賛助会員

協会の目的に賛同し、協会を支援する個人又は法人。

(会員と社員)

第3条 A会員は、定款第2章の社員である。

(入会手続き)

第4条 協会の目的に賛同した者(以下、「入会希望者」という)は、以下の手続きにより会員となることができる。

- ① 入会希望者は、入会を希望する日の1ヶ月以上前に、協会が指定する書面(以下、入会申請書という)をもって、入会を申請する。
- ② 入会希望者が個人の場合は、入会申請書に以下の書類を添付しなければならない。但し、(エ)を添付できない場合は、その旨を入会申請書に記すものとする。
  - (ア) 戸籍謄本又は抄本
  - (イ) 自身の経歴書
  - (ウ) 事業内容や法人概要が分かるパンフレット等
  - (エ) 1以上の会員の推薦状
  - (オ) B会員の場合は、協会の指定する有料職業紹介事業者との契約書の写し
- ③ 入会希望者が法人の場合は、入会申請書に以下の書類を添付しなければならない。但し、(ウ)を添付できない場合は、その旨を入会申請書に記すものとする。
  - (ア) 履歴事項全部証明書
  - (イ) 事業内容や法人概要が分かるパンフレット等
  - (ウ) 1以上の会員の推薦状
  - (エ) B会員の場合は、協会の指定する有料職業紹介事業者との契約書の写し
- ④ 理事会が入会の審査に必要と判断して、入会希望者に以下の資料の提出を求めた場合、入会希望者はこれを提出しなければならない。
  - (ア) 直近年度の事業報告書、決算書及び監査報告書の写し
  - (イ) その他、入会の審査を目的として理事会から提出を要請された資料
- ⑤ 入会希望者が法人の場合は、その法人の代表者として協会に対する権利を行使する者(1名に限る;以下「指定代表者」という)を協会に届け出なければならない。また、指定代表者を変更した場合は、別に定める変更届を速やかに提出しなければならない。
- ⑥ 協会は入会希望者から入会申請書及び添付書類が提出された場合、速やかに理事会を開催し、定款第5条第6項に基づき入会承認の可否を決議しなければならない。理事会が決議した場合、入会希望日以前の入会を認める場合がある。
- ⑦ 入会したA会員及びB会員は別途定める規則に従い、協会に入会金を納付する。
- ⑧ A会員で入会した者がその後介護福祉士を採用する場合は、B会員としての入会手続き及び入会金は必要としない。但し、介護福祉士の採用に係る採用口数の申請と、協会の指定する有料職業紹介事業者との契約書の写しを提出のうえ、代表理事の承認を得なければならない。
- ⑨ B会員で入会した者がその後A会員への変更を希望する場合は、前項までの定めに従って手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。但し、A会員としての入会金は免除されるものとする。

(会員情報変更の届)

第4条の2 会員は、第4条に基づき入会時に協会に申請した情報に変更が生じた場合、協会が指定する書面をもって速やかに届けなければならない。

2. 変更後の情報に更に変更が発生した場合も同様とする。

(会員適格性の審査)

第4条の3 理事会が、会員に会員として不適格な事項があると判断した場合、代表理事は当該会員に対し改善を促し、また、必要に応じてその結果又は経過の報告、並びに理事会が必要と判断した書類の提出を求めることができる。

(会員の権利)

第5条 会員は、下記の権利を有する。

1. A会員

① 病院会員

(ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法律という)、定款及び本規定に定める一般社団法人社員としての権利

(イ) 学校会員在籍の看護学生及び全課程を修了した介護学生の採用

(ウ) 協会の交流行事への参加

(エ) ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス

② 学校会員

(ア) 法律、定款及び本規定に定める一般社団法人社員としての権利

(イ) 学生への医療日本語に関わる教育業務を協会から受託

(ウ) 協会の交流行事への参加

(エ) ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス

2. B会員

(ア) 学校会員の全課程を修了した介護学生の採用

(イ) 協会の交流行事への参加

(ウ) ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス

3. 賛助会員

(ア) 協会の交流行事への参加

(イ) ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス

(A会員の義務)

第6条 A会員は、協会の目的を達成するため、下記の義務を果たさなければならない。

① 病院会員は、学校会員に留学して日本における就労に必要な諸資格を取得した看護学生を採用する。なお、給与、諸手当、労働条件等は同等であることとする。また、採用選考の方法・採用手続き等は、理事会の決議によって定める。

② 協会の年会費及び運営費用分担金を、別途定める費用・資金規程に従って負担

する。

- ③ 協会に対し、奨学金、生活資金の原資を、費用・資金規程に従って拠出する。
- ④ 学校会員は、協会の要請により、学生の募集、留学生としての受け入れ、N1及び資格取得教育、日本における就労及び生活に必要な知識・習慣の教育等、学生の育成と生活指導及び支援を行う。
- ⑤ 病院会員は、協会の要請により、実習やアルバイトの受け入れ、教材の提供、講師の派遣等、看護学生の資格取得、就労に必要な知識や技術の修得に関する支援を行う。
- ⑥ 准看護師を採用した病院会員は、当該准看護師が正看護師の資格を早期に取得するよう極力便宜を図らなければならない。
- ⑦ 協会の活動に対し積極的に参加・支援を行う。

#### (B会員の義務)

第6条の2 B会員は協会の目的を達成するため、下記の義務を果たさなければならない。

- ① B会員は、学校会員の全課程を修了して日本における就労に必要な諸資格を取得した介護学生を採用する。なお、給与、諸手当、労働条件等は同等であることとする。  
また、介護学生を採用する病院会員についても同様とする。
- ② 協会の年会費を、別途定める費用・資金規程に従って負担する。
- ③ 協会に対し、奨学金、生活資金の原資を、費用・資金規程に従って拠出する。
- ④ B会員は、協会の要請により、実習やアルバイトの受け入れ、教材の提供、講師の派遣等、介護学生の資格取得、就労に必要な知識や技術の修得に関する支援を行う。
- ⑤ 協会の活動に対し積極的に参加・支援を行う。

#### (賛助会員の義務)

第7条 賛助会員は協会の目的を達成するため、協会の活動に対し積極的に参加・支援する。

#### (病院会員の口数)

第8条 病院会員の口数は、次のものをいう。

- ① 採用口数  
翌々年度に採用する看護学生の人数で、1口を1名とする。
  - ② 特別採用口数  
翌年度若しくは当該年度内に採用する看護学生の人数で、1口を1名とする。
2. 病院会員として入会を希望する者は、入会申請時若しくは申請後速やかに、入会年度の採用口数を申請しなければならない。また、必要な場合は特別採用口数を申請するものとする。
  3. 既存の病院会員は、前年度末日までに当年度の採用口数を協会に申請しなければ

ならない。この時、申請する採用口数は必ず1以上とする。申請のない場合は、前年度と同じ採用口数を申請したものとみなす。

また、必要な場合は特別採用口数を申請するものとする。

4. 1項又は2項による採用口数及び特別採用口数の合計が、年度末の看護国家試験受験資格取得学生の人数の見通しと著しく乖離していると代表理事が判断した場合は、理事会が各病院会員の採用口数を決定し、病院会員に通知する。
5. 当該年度の途中で採用口数の変更を希望する病院会員は、文書をもって協会に申請し、代表理事の承認を得なければならない。
6. 病院会員が介護学生を採用する場合は、採用口数申請書とともに、協会の指定する有料職業紹介事業者との契約書の写しを提出し、代表理事の承認を得なければならない。

#### (学校会員の口数)

第8条の2 学校会員の口数は入会希望者においては入会申請時における、それ以降においては当年度初日における、N1取得済み学生の数を上限とし下限はその二分の一とする。

#### (B会員の口数)

第8条の3 B会員の口数は、次のものをいう。

##### ① 採用口数

入会年度若しくは当該年度に採用する介護学生的人数で、1口を1名とする

2. B会員として入会を希望する者は、入会申請時若しくは申請後速やかに、入会年度の採用口数を申請しなければならない。
3. 既存のB会員は、前年度末日までに当年度の採用口数を協会に申請しなければならない。この時、申請する採用口数は必ず1以上とする。申請のない場合は前年度と同じ採用口数を申請したものとみなす。
4. 前項による採用口数の合計が、採用予定年度における介護福祉士国家試験受験資格取得学生の人数の見通しと著しく乖離していると代表理事が判断した場合は、理事会が各B会員の採用口数を決定し、B会員に通知する。
5. 当該年度の途中で採用口数の変更を希望するB会員は、文書をもって協会に申請し、代表理事の承認を得なければならない。

#### (看護学生の採用)

第9条 病院会員は奨学資金の払い込みが完了した採用口数と同人数の看護学生を採用することができる。

2. 病院会員は、特別採用口数を申請し、奨学資金の払い込みを完了することにより、1項の人数を超えた人数を採用する事ができる。
3. 1項及び2項による採用に伴う奨学資金及び運営費用分担金の金額と払い込み方法は、「会員が負担する費用及び拠出する資金に関する規程」の定めによる。

4. 病院会員は、学校会員が推薦する学生の中から選抜して採用する。理事会は会員間の採用の公平を図る為、必要に応じて選抜の方法を病院会員に事前に提示する。
5. 採用予定年の採用学生数が当年度の採用口数に達しなかった場合、病院会員は次のいずれかを選択する事ができる。
  - ① 未達人数分の採用の権利を採用予定年度の翌年以降に留保する。
  - ② 未達となった人数の学生を採用する権利を放棄する。
6. 特別採用口数に関して同様な事態が起こった場合は、5項に準ずる。
7. 採用内定している学生が准看護師に合格し正看護師に不合格となった場合、当該学生が翌年度も会員学校に在籍可能な場合は、当該学生の採用を1年間延期することができる。この場合は、5項①に準じて扱う。  
また、希望する病院会員は選抜に先立ち、採用予定人数のうち准看護師採用人数（＝採用する准看護師人数の上限）を設定することができこととし、別の「准看護採用人数限定ルール」にてこれを定める。
8. 正看護師又は准看護師資格を有しながら就職先或いは就職内定先が未確定の学生が存在する場合、病院会員は当該学生の就職或いは就職内定に可能な限り協力するものとする。

#### （介護学生の採用）

第9条の2 病院会員並びにB会員は奨学資金の払い込みが完了した採用口数と同人数の介護学生を採用することができる。

2. 前項による採用に伴う奨学資金の金額及び払い込み方法は、「会員が負担する費用及び拠出する資金に関する規程」の定めによる。
3. 採用予定年の採用学生数が当年度の採用口数に達しなかった場合、病院会員並びにB会員は次のいずれかを選択する事ができる。
  - ① 未達人数分の採用の権利を採用予定年度の翌年以降に留保する。
  - ② 未達となった人数の学生を採用する権利を放棄する。
4. 介護福祉士資格を有しながら就職先或いは就職内定先が未確定の学生が存在する場合、病院会員並びにB会員は当該学生の就職或いは就職内定に可能な限り協力するものとする。

#### （医療人材情報の共有義務）

第9条の3 会員は採用した医療人材及び介護人材に関して以下の事態が発生した場合、或いは発生する可能性を把握した場合には、速やかに協会に報告しなければならない。

- ① 住所の変更
- ② 電話番号の変更
- ③ 結婚、出産
- ④ 年間累計で一定期間を超える欠勤、休職
- ⑤ 産前産後休暇、育児休業、介護休業等の取得

- ⑥ 勤務形態の著しい変更(正社員からパートタイム勤務への変更等)
  - ⑦ 准看護師の正看護師への合格
  - ⑧ 退職
  - ⑨ その他奨学金の運営、生活貸付金の回収に必要な情報
2. 協会は1項の情報を会員から得ることについて、予め文書により本人の了解を得るものとする。
3. 1項の情報を、協会は個人情報保護の観点から適切に管理しなければならない。

#### (休会)

- 第10条 病院会員及びB会員は、已むをえない事由がある場合は休会を希望する日の1ヶ月以上前までに、書面をもって休会を協会に申請することとする。
2. 病院会員及びB会員からの申請を理事会が承認した場合、当該会員は休会することができる。これにより、翌年度の採用口数の申請は免除されるが、奨学資金の払い込みが完了した採用口数を有する年度は、休会の有無に関わらず、採用口数と同人数の看護学生若しくは介護学生を採用しなければならない。  
また、休会中も費用・資金規程に定める年会費を払い込まなければならない。
3. 休会の事由が無くなった場合、会員は直ちに休会終了申請書を提出し、理事会の承認を得たうえで会員に復帰しなければならない。  
また、休会の終了に際して年会費の差額を払い込むものとする。
4. 休会時に会員が負っている義務は、休会中も負うものとする。
5. 休会中は第5条第1項①(ア)に定める一般社団法人社員としての権利を行使できないものとする。
6. 休会期間は最長1年(届出が承認された日の翌月1日から年度末日まで)とし、延長はできない。但し、当該会員から書面により休会延長の申請があり、これを理事会が承認した場合はこの限りではない。
7. 学校会員は休会することができない。

#### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 所定の手続きにより退会したとき。
  - ② 費用・資金規程により負担又は拠出すべき金員を、同規程が定める期限を超えて1年以上協会に払い込まなかったとき。
  - ③ 個人においては死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき。
  - ④ 法人においては解散したとき。
  - ⑤ 協会を除名されたとき。
2. 会員がその資格を喪失したときは、協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3. 個人において死亡し若しくは失踪宣告を受けたときは、3ヶ月を猶予期間とし、当人の後継者がその経営する病院・施設が有効に機能していることの立証と、会員の資格継続を希望する旨を文書をもって協会に提出した場合、理事会はその資格継続の可否について決議しなければならない。

(退会)

第12条 会員はいつでも退会することができる。但し、1か月以上前に協会に対して書面をもって予告をするものとする。

(除名)

第13条 会員が、定款その他の規則に違反し、或いは協会の名誉を毀損し、或いは協会の目的に反する行為をし、或いは会員としての義務を果たさないなど除名すべき正当な事由があるときは、理事会は決議に基づきその処分についての事案を社員総会に付さなければならない。社員総会の特別決議によりその会員は除名される。

2. 理事会は除名の決議をする前に当該会員の意見を聞かなければならない。

(会員名簿)

第14条 協会は、会員の氏名又は名称、代表者、指定代表者及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(運営)

第15条 社員総会については定款の定めによるが、定めなき事項については下記のとおりとする。

- ① 社員総会はA会員をもって構成する。
- ② 社員総会における各A会員の議決権は、A会員1名につき1個とする。
- ③ A会員たる法人を代表して社員総会に出席する者は、採用口数に関わらず、指定代表者1名とする。但し、指定代表者は、同法人の役員又は常勤の従業員を本人の代理として社員総会に出席させることができる(以下、「代表代理人」という)。指定代表者が代表代理人を社員総会に出席させる場合、社員総会の開始前に書面をもってその氏名を協会に届けなければならない。
- ④ A会員たる個人は、常勤の従業員を本人の代理として社員総会に出席させることができる(以下、「個人代理人」という)。A会員たる個人が個人代理人を社員総会に出席させる場合、社員総会の開始前に書面をもってその氏名を協会に届けなければならない。
- ⑤ A会員が社員総会に出席できない場合は、自身の議決権を他のA会員に委任することができる。A会員が議決権を委任する場合、A会員は社員総会の開始前に、書面をもって委任状を協会に届けなければならない。

- ⑥ 臨時社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- ⑦ 総A会員の五分の一以上の議決権数をもって申請があった場合、代表理事は臨時社員総会を開催しなければならない。
- ⑧ 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- ⑨ 代表理事に事故がある場合の議長は、社員総会において代表理事以外の理事の中から選任する。
- ⑩ 理事全員に事故がある場合の議長は、社員総会に出席したA会員の中から選任する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- ① 各事業年度の決算報告
- ② 定款の変更
- ③ 合併又はそれに相当する行為、事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ④ 会員の除名
- ⑤ 解散
- ⑥ 役員を選任及び解任
- ⑦ 役員報酬の額又はその基準
- ⑧ 理事の過半数により付議された事項
- ⑨ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)に規定する事項、定款又は本規程が定める事項
- ⑩ 総議決権数の五分の一以上の議決権数をもって社員総会に付議された事項

(決議)

第17条 社員総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総議決権数の過半数をもつA会員の出席(委任状による出席を含む;以下同様)をもって成立する。

- 2. 各議案の決議は、出席したA会員の議決権数の過半数の多数をもって行う。
- 3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総A会員の議決権数の半数以上であって総A会員の議決権数の三分の二以上の多数をもって行う(「特別決議」という)。
  - ① 会員の除名
  - ② 監事の解任
  - ③ 定款の変更
  - ④ 自らが存続法人とならない合併又はそれに相当する行為
  - ⑤ 解散
  - ⑥ その他定款又は法令が定める事項

(機密保持)

第18条 会員は入会手続きの過程並びに協会会員としての活動を通して知りえた機密情報、個人情報、紙、電子などその媒体を問わず、善良なる管理者の注意義務を持って管理し、会員以外に遺漏するなど、協会の不利益になる行為のために使用してはならない。機密情報、個人情報には下記を含む。

- ① 協会の「会員規程」、「会員が負担する費用及び拠出する資金に関する規程」「奨学金規程」(以上、3規程を「定款下部規則」という)、各種契約書等の書類
- ② 協会が「機密」と定めた書類また資料
- ③ 協会の活動を通して知りえた、他の会員に関わる機密情報
- ④ 協会の活動を通して知りえた、学生の個人情報

2. 会員は、会員資格を喪失した後においても、前項の機密保持義務を負う。

(未記載事項)

第19条 本規約に記載されていない事態が発生した場合は、「法律」「定款」「他の定款下部規則」に基づき対応するものとする。

2. 1項の文書のいずれにも記載されていない事態が発生した場合は、理事会が協議して対応することとする。
3. 理事会が必要と判断した場合、代表理事は社員総会を招集し、当該事態を報告し、社員総会の決議に従って対処しなければならない。

(補則)

第20条 平成31年4月1日における「指定代表者」は、平成31年3月31日時点で協会に届けられている法人の代表者とする。

附則

平成25年11月25日 制定・施行

平成26年 8月20日 改定

平成27年 3月 3日 改定

平成29年 2月16日 改定

平成29年12月12日 改定

平成30年11月27日 改定

平成31年 4月 1日 改定

令和元年 7月 1日 改定

令和 2年 2月 1日 改定